

災害等による臨時休館対応について

箕面市の公共施設休館基準に基づき、以下の基準で臨時休館対応をする場合があります。

- ◆ 台風等の暴風、大雨、地震があった場合は、市民の安全を確保するため、箕面市立多文化交流センターを臨時休館します。台風などでは、事前に休館を決定する場合があります。
- ◆ 休館中は、施設のご利用や窓口での手続き等はできません。

次の警報や特別警報等が発令された場合は、基準に従って休館する場合があります。

災 害			基準及び対応	開館	休館
風水害・土砂災害	警報	1 大雨・洪水・大雪	利用者の判断	○	
		2 暴風・暴風雪	利用者に対して利用中止を依頼する。(利用者判断)	○	
	特別警報	3 暴風・大雨・大雪・暴風雪	発令された時点から休館 (利用者の帰宅は、諸状況を考慮して対応する。)		○
地震	4 震度 5 弱以下		施設の被害状況を確認	△	
	5 震度5強以上		発生時から休館 (利用者の帰宅は、諸状況を考慮して対応する。)		○
感染症	6 国・府の緊急事態宣言		宣言が発令された場合		○
その他	7 その他		災害時特別宣言条例が発令された場合		○
			箕面市からの指示(事件等)		

◆ 臨時休館

館内及びホームページで休館を掲示します。

◆ 休館からの再開(開館)

状況が安定し、特別警報等が解除され、施設の安全が確認できた段階で開館します。
(ホームページで掲示します。公共施設ごとに再開の時期は異なります。)